5 豊総財財第155-1号 令和 6 年 1 月 1 0 日

豊前市監査委員 初 山 吉 治 様 豊前市監査委員 梅 丸 晃 様

豊前市長後藤元秀(財務課)

定期監査等の結果について(回答)

令和5年11月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました 事項について、下記のとおり回答いたします。

記

#### 1. 財政運営について

市の財政運営においては、学校再編に伴う改修、新設工事をはじめ公共施設やインフラ施設の大規模改修・更新費用が見込まれるなど、多額の財政需要があり、今後一層厳しい状況となることが予想される。

財政状況を健全に保ちながらこれらの事業を実施するためには、歳出の削減、新たな財源の確保などに取り組むことが必要である。

公共施設の保有総量は、産業用施設の新設等により「豊前市公共施設等総合管理計画」策定時より増加している。将来の財政負担を考えると公共施設等の総量の縮減は早期に実現する必要があり、市民生活の利便性に考慮しながら施設の集約化・複合化・共用化等を実施し、更新費用や維持管理費用等の削減に努められたい。

また、市有地売却の促進、公費負担と受益者負担の在り方の検討、学校跡地の有効活用等による財源の確保に努めるほか、基金の運用について基金担当部署と協議し、効率的な運用方法を検討されたい。

# 【措置内容】

事務事業評価などにより既存事業の必要性等を見極めた上で事業を見直すことにより歳出の削減を図ってまいります。また、ふるさと納税寄附金や企業版ふるさと納税寄附金など自主財源の確保に努めてまいります。

公共施設等の総量の縮減については、令和4年4月に「豊前市公共施設等総合管理計画」の改訂により公共施設の保有量を今後30年間で延床面積30%の削減することに目標の変更を行っています。目標達成に向けて現在ある公共施設の集約化・複合化等を積極的に進めていきます。

市有地売却については、様々な媒体での情報発信や媒介制度による不動産業者等との連携等を行い売却の促進を図っていきます。

公費負担と受益者負担の在り方については、行政サービスの目的や性質に応じ、受益者が負担する割合と公費で負担する割合について検討するよう努めてまいります。 学校跡地の有効活用等については、財政負担にならないよう有効的な活用を図れるように努めます。

基金の運用については、債権運用などにより効果的な運用収入の確保を図ってまいります。

# 2. 契約事務について

委託契約や賃貸借契約において、契約期間の自動継続条項が散見された。

地方自治法(以下「法」という。)第232条の3では「普通地方公共団体の支 出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定める ところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏 付けのない契約において、いわゆる自動更新条項を設けることはできないこととな っている。

複数年にわたる契約については、本来であれば議会の議決による法第214条の 債務負担行為に基づくものであるが、その例外として法第234条の3の規定によ り長期継続契約として複数年度にわたる契約が限定的に認められている。

契約においては、債務負担行為の要否及び長期継続契約の可否について、契約の主旨を充分に精査のうえ契約事務にあたられたい。

また、経済性・市民サービス・業務効率などの向上を目的とし、長期継続契約制度の活用を図るため、契約事務の所管課として、制度周知を適宜庁内に発信するとともに、全庁的に契約事務が適正に執行されるよう努められたい。

### 【措置内容】

自動継続条項については次年度より見直しを行っていきます。また長期継続契約につきましても契約内容を精査した上で、適正に長期継続契約を行うように努めます。

安易に長期継続契約を行うことがないように制度趣旨に関する注意喚起を行ってい きます。

# 3. 収納事務について

宇島駅及び三毛門駅駐車場使用料については、地方自治法施行令第158条1項 の規定による歳入の収納事務委託について告示しているが、利用領収書の発行者名 が受託者となっていないものがあった。

市営駐車場は、有人・無人の違いや業務委託の内容や範囲が異なるため、その詳細を十分に把握した上で領収書の発行者を判断し、告示の有無については関係課と協議するなど、契約内容に沿った事務処理を講じられたい。

### 【措置内容】

宇島駅及び三毛門駅駐車場使用料の収納事務委託について、三毛門駅につきましては、月極、時間割どちらの料金についても三毛門区長会が収納を行っています。 従って次年度より三毛門駐車場の領収印を三毛門区長会に変更し、受託者名で領収 書の発行を行います。

一方、宇島駅駐車場ですが、地方自治法施行令第158条1項の規定による歳入の収納事務委託先としてアマノマネジメント株式会社が告示されています。次年度 以降は現状を十分把握、精査したうえで適切な事務処理を行っていきます。